

危険物申請書等の提出先及び申請手数料納入時期一覧表

	届出部数	申請書等提出先及び返却先	申請手数料	手数料納入場所及び方法
1 危険物製造所等設置許可申請書	3部	消防本部	必要	手数料の納付は申請時となります。(申請時に消防本部窓口で納付書を発行いたします。)
2 危険物製造所等変更許可申請書				
3 危険物製造所等仮使用承認申請書				
4 危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書				
5 危険物製造所等完成検査申請書				
6 危険物完成検査前検査申請書				
7 予防規程作成変更認可申請書			無	
8 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請書			必要	上記1～6と同じ。
9 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書				
10 危険物製造所等設置・変更許可等申請取り下げ等届出書				
11 許可証等の再交付申請				
12 危険物製造所等基準特例適用申請書				
13 危険物製造所等譲渡引渡届出書				
14 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書				
15 危険物製造所等廃止届出書				
16 危険物保安統括管理者選任・解任届出書				
17 危険物保安監督者選任・解任届出書				
18 危険物製造所等軽微な変更届出書				
19 危険物製造所等火気使用工事届出書				
20 危険物製造所等住所、名称及び氏名変更届出書				
21 危険物製造所等使用休止(再開)届出書				
22 危険物製造所等災害発生届出書	1部			
23 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書	3部	施設管轄消防署・分署		
24 工事整備対象設備等着工届出書				

* 上記14の危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書及び18の危険物製造所等軽微な変更届出書については、内容により消防本部への申請(危険物製造所等変更許可申請書)となる場合があります。また、事前協議先についても上記申請書等の提出の区分により、お願いします。